

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置(C2)貝分離装置入口弁において、全閉リミットスイッチ動作不良(全閉検出せず)が認められたため、当該リミットスイッチを点検修理。	D	
2	1号機	主発電機固定子巻線水冷却系固定子整流器冷却水流量計において、「整流器冷却水差圧高」警報が発生が認められたため、当該計器を点検。(系統パラメータに異常なし)	D	
3	1号機	換気空調系サービス建屋ホットラボ給気冷却器において、冷却コイルより冷却水の漏えいが認められたため、当該冷却コイルを修理。	D	
4	2号機	原子炉建屋6階天井クレーン電源しゃ断器において、動作不良(電源ONできない)が認められたため、対応を検討。	D	
5	3号機	電力系統電圧制御装置点検時、装置CPU基盤と保守ツール間の伝送異常(交信できない)が認められたため、当該基盤を交換。	D	
6	3号機	主復水器(A,B,C)水室圧力検出計元弁(4台)において、シートリークが認められたため、当該弁を修理。	D	
7	3号機	復水系復水ミニマムフロー弁点検時、開度調節ポジションパイロットリレーにエアリークが認められたため、当該パイロットリレーを交換。	D	
8	3号機	復水補給水系復水移送ポンプ(A)点検時、ポンプ部品(メカスリーブ)の固着が認められたため、当該部品を交換修理。	D	
9	3号機	非常用ガス処理系換気ファン(A)流量指示計において、指示値不良(ファン停止状態で流量表示)が認められたため、当該計器を点検。	D	
10	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(B)再生時、再生行程制御回路の異常(タイマーリレーの接点固着)が認められたため、当該リレーを交換。	D	
11	4号機	復水ろ過装置入口・出口導電率記録計において、動作不良(打点しないとき有り)が認められたため、当該記録計を点検修理。	D	
12	3.4号廃棄物処理設備	固化材受入ポンプ吸い込み配管保温材修理時、吸い込み配管フランジ部より固化材(約20cc)の漏えいが認められたため、当該フランジ部を点検修理。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A<sub>S</sub> : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802